

車体発 19 第 159 号

2019 年 10 月 2 日

独立行政法人 自動車技術総合機構
検査部 御中

一般社団法人 日本自動車車体工業会
中央技術委員会
突入防止装置技術委員会

**みなしバンパーに関する UN-R58-03 適用後の技術的根拠の検証結果について
(細目告示第 24 条第 2 項第 2 号の規定を適用するもの)**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は当会の活動にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2016 年 6 月 17 日の保安基準の細目告示の改正（国土交通省告示第 826 号）により、突入防止装置に関わる技術基準が強化されました。これに伴い、保安基準第 18 条の 2 第 3 項ただし書きの規定に基づく「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造（以下「みなしバンパー」という。）」についても、改正後の技術基準に適合する突入防止装置を備えた自動車と同程度以上の突入防止に関わる性能が求められます。

本委員会では、当会会員各社が製作する「みなしバンパー」を 11 種類（タイプ A～タイプ K）に分類し、それぞれについて保安基準の細目告示第 24 条第 2 項第 2 号への適合性（みなしバンパの技術的根拠）を検証し、その結果を別紙 1（目示）及び別紙 2（本編）のとおり取り纏めましたので、ご報告するとともに、検査業務の参考資料としてご活用頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本検証結果に基づき製作した「みなしバンパー」については、新規検査等の際、新規検査等届出書の第 1 号様式(その 1)の別紙に以下のとおり記載することとします。
(※本取扱いは、2020 年 4 月以降の出荷分から順次運用開始し、2021 年 9 月 1 日以降の新規検査分から完全実施)

【新規検査等届出書 第1号様式(その1)の別紙の記載例】

- ・当該自動車の「みなしバンパー」は、車体発 19 第 159 号（2019 年 10 月 2 日）のタイプ○とする。

敬具

参考1：保安基準の細目告示（抜粋）

第24条第2項

2 保安基準第18条の2第3項本文ただし書の告示で定める構造の自動車は、次に掲げるいずれかの自動車とする。

(1) 前項第1号の自動車であって協定規則第58号の技術的な要件（同規則第3改訂版の規則2.3.(b)に限る。）又は次号イからハまでに掲げる要件に適合する構造部を有するもの

(2) 前項第2号の自動車であって次に掲げる要件に適合する構造部を有するもの

イ 車体後面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが120mm（車両総重量が8t以下の自動車（被牽引自動車を除く。）、車体後面に貨物を積卸しする昇降装置を有する自動車並びに専ら車両を運搬する構造の自動車であって、荷台後方部分が傾斜している構造、アウトリガにより前車軸を持ち上げ車体後面が接地する構造又は低床荷台の構造を有する車体後面の構造部にあっては100mm）以上あって、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。ただし、車両総重量が8t以下の自動車にあっては、車体後面の構造部は当該自動車の幅の60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上）であればよい。

ロ 車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm（車両総重量が8t以下の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。）にあっては600mm）以下のもの

ハ 車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下のもの

(3) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第1項第8号に規定する移動式クレーンであって、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下であるもの

(4) 次に掲げる自動車のうち、その構造上協定規則第58号の技術的な要件（同規則第3改訂版の規則2.3.(b)に限る。）に定める基準に適合する構造部を有することができないものであって、当該基準を可能な限り満たすように構造部が取り付けられているもの

イ 除雪に使用される自動車

ロ 消防自動車であって、車体後部に移動式の消火作業用装置を備えるもの

参考2：UN-R58-03（抜粋）

2.3.

カテゴリーM1、M2、M3、N1、O1又はO2のうちのいずれか1つのカテゴリーの車両は、以下に該当する場合、上記の条件を満たすものとみなされる。

- (a) 第II部又は第III部に規定された条件と同じ条件を満たす場合。又は、
- (b) 後軸の幅より両側100 mm以上の幅にわたり（地面近くのタイヤの膨らみを除く）、非積載車両の後部の最低地上高が550 mmを超えない場合。又は、
- (c) タイヤがその幅の半分を超える範囲にわたり車体（ホイールガードを除く）の外側、又は車体がない場合は、シャシの外側に突出しているカテゴリーO1及びO2の車両については両タイヤ（地面近くのタイヤの膨らみを除く）の最も内側にある点の間で測定した距離から両側が100 mm以上の幅にわたり、非積載車両の後部の最低地上高が550 mmを超えない場合。

後軸が2本以上ある場合には、最も広い幅を考慮する。

上記2.3項(b)及び2.3項(c)の要件は、少なくとも以下のような線の上で満たすものとする。

- (a) 車両の後端から450 mm以内の距離にあり、
- (b) 合計で200 mm以内の途切れがあってもよい。

参考3：突入防止装置の技術的要件とJABIAの識別表示等

突入防止装置の技術的要件とJABIAの識別表示等

(一社)日本自動車車体工業会

